

ネパール連邦民主共和国
シンズリ道路沿線地域
高価値農業普及促進プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成23年3月
(2011年)

独立行政法人国際協力機構
農村開発部

序 文

日本国政府はネパール連邦民主共和国政府からの要請に基づき、ネパール連邦民主共和国シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進に関する開発計画調査型技術協力プロジェクトを実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施することになりました。

当機構は開発計画調査（本格調査）を円滑かつ効果的に進めるため、2010年6月20日から7月8日までの18日間にわたり、当機構の萩原 知 農村開発部次長を団長とする詳細計画策定調査団〔実施細則（S/W）協議〕を現地に派遣しました。

この調査では、開発計画調査（本格調査）実施を念頭に置いて案件形成の方向性の確認や関連情報を収集するとともに、現地踏査の結果を踏まえ、協力の枠組みや案件の内容、工程、実施体制等についてネパール連邦民主共和国関係機関と協議を行い、合意結果を協議議事録（M/M）に取りまとめ署名を取り交わしました。本報告書は、同調査団の調査結果をまとめたものです。

この報告書が本プロジェクトの推進に向けて広く活用されることを願うとともに、本プロジェクトが両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待します。

最後に本調査実施にあたり、多大なご協力とご支援を頂いた両国の関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げるとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第です。

平成 23 年 3 月

独立行政法人国際協力機構

農村開発部長 熊代 輝義

目 次

序 文
目 次
地 図
写 真
略語表
事前評価表

第1章 調査の概要	1
1-1 要請の背景	1
1-2 要請概要	2
1-3 詳細計画策定調査の目的	3
1-4 調査団の構成	3
1-5 調査日程	4
1-6 団長所感	5
第2章 協議の概要	8
2-1 実施細則（S/W）協議の概要	8
2-2 実施細則（S/W）協議の主要な論点	11
第3章 商業的農業の現状と課題	13
3-1 ネパールにおける農業関連政策・戦略・計画	13
3-2 政府・関係機関（商工会議所等）の機能・実施体制	22
3-3 調査対象地域の自然・社会環境一般	29
3-4 ネパールの農畜産業の概要	36
3-5 ネパール国内の市場	43
3-6 調査対象地域における農畜産品とその地域特性	46
3-7 調査対象地域における農畜産物流通と関係者の役割分担	51
3-8 農畜産物流通分野の他ドナーの協力	54
第4章 環境社会配慮の現状と課題	56
4-1 ネパールにおける環境社会配慮に関する法制度と実施状況	56
4-2 予備的スコーピング	63
4-3 環境社会配慮調査業務指示書（TOR）案	65
第5章 本体協力実施上の留意点	68
5-1 農業・農村開発プログラムとの関連	68
5-2 オーナーシップを強化する参加型手法、関連諸機関との関係性構築	68
5-3 農畜産物市場と流通に係る現状と課題、対応策の検討	78

5-4	対象となる集出荷所・小売市場等の選定.....	81
5-5	対象農畜産物の選定	82
5-6	現地再委託調査等における現地人材、NGO、ボランティアの活用.....	83

付属資料

1.	要請書（A/F：英文）	87
2.	協議議事録（M/M：英文）	113
3.	実施細則（S/W：英文）	127
4.	面談者リスト.....	134
5.	収集資料リスト.....	137
6.	面談記録	138

調査対象地域地図

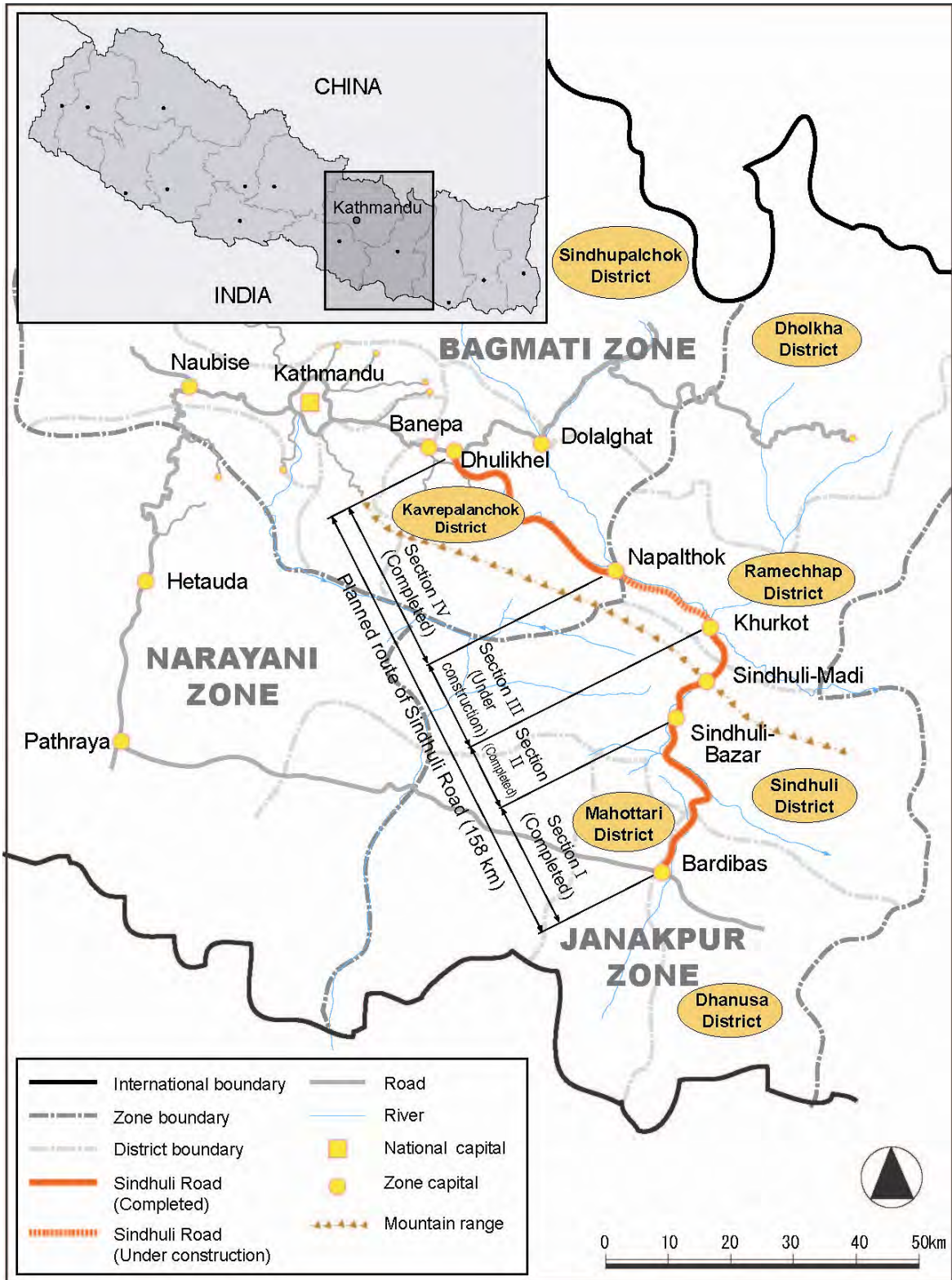


写真 1



カブレ郡
山間部の棚田
山肌にはポケット・エリアと呼ばれる家々が建つ



シンズリ郡
生産農家と周辺のジュナル畑



カブレ郡
農産物集荷所(プラスチック製のクレート箱に入れたトマトを天秤秤で計量し、係員が記帳する)



カブレ郡
小型トラックの農産物集荷車
生産者と契約し産品を集荷所まで運搬する



カブレ郡
集荷所に併設された商店
種類、品数とも豊富である



カブレ郡
バクンデビシ乳冷却センターへ運ばれた生乳
本センターは日本の援助で建設された

写真 2



カブレ郡
民間運営の農産物集荷所、選別も行われ買取価格が決まる



カブレ郡
トマトの収穫風景



シンズリ郡
日本の援助で建設されたシンズリマディ・ジュナール冷蔵保管庫
収容量約 250 トン



シンズリ郡内のシンズリ道路
カブレ郡のトゥリケルとマホタリ郡のバルディバスを結ぶ総延長 159km の道路。日本の援助で建設中であり、2014 年全線完成予定



ドラカ郡
農産物を運ぶため定期路線バスを待つ生産者
手前は産品を入れた袋



ドラカ郡
乳集荷所で生乳を積む集乳車

写真 3



ドラカ郡
トウモロコシ畑



ドラカ郡内のラモサング・ジリ道路
カディチョールからチャリコットを経てジリに至る幹線道路



ラメチャップ郡
川沿いの丘陵に広がる棚田



ラメチャップ郡
飼育されている水牛



カトマンズ市
カリマティ卸売市場



カトマンズ市
カリマティ卸売市場内の屋外小売店舗

写真 4



JICA ネパール事務所との協議



農業・協同組合省との協議



商工会議所との協議



シンズリ郡
ジュナール生産組合による活動状況に関するプレゼンテーション



ラメチャップ郡
ジュナール生産組合との協議



ドラカ郡
郡畜産事務所との協議

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AEC	Agro Enterprise Center, FNCCI	農業企業センター
A/P	Action Plan	行動計画
APP	Agriculture Perspective Plan	農業展望計画
C/P	Counterpart	カウンターパート
DADO	District Agriculture Development Office	郡農業開発事務所
DDC	District Development Committee	郡開発委員会
DDC	Dairy Development Corporation	酪農開発公社
DFTQC	Department of Food Technology and Quality Control, MoAC	食料技術・品質管理局
DLSO	District Livestock Service Office	郡畜産サービス事務所
DoA	Department of Agriculture, MoAC	農業局
DoC	Department of Cooperatives, MoAC	協同組合局
DoL	Department of Livestock, MoAC	畜産局
DTO	District Technical Office, DDC	郡技術部局
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EPA	Environment Protection Act, 1997	1997年環境保護法
EPR	Environment Protection Rule, 1997	1997年環境保護規定
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FNCCI	Federation of Nepalese Chambers of Commerce and Industries	ネパール商工会議所連盟
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境調査
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
JT	Junior Technician	農業普及員
JTA	Junior Technician Assistant	農業普及員補
LFLP	Leasehold Forestry and Livelihood Program	借入森林による生計向上プログラム
LGCDP	Local Governance and Community Development Program	地方行政・コミュニティ開発プログラム
LSGA	Local Self Governance Act, 1999	1999年地方自治法
MC/PM	Minimum Conditions/Performance Measures	地方交付金のための最低条件及び実績測定
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MoAC	Ministry of Agriculture and Cooperatives	農業・協同組合省
MoE	Ministry of Environment	環境省
MoLD	Ministry of Local Development	地方開発省

M/P	Master Plan	マスタープラン
NAP	National Agriculture Policy, 2004	2004 年国家農業政策
NPC	National Planning Commission	国家計画委員会
OVOP	One Village One Product	一村一品
SDC	Swiss Agency for Development and Cooperation	スイス開発協力庁
S/W	Scope of Work	実施細則（スコープ・オブ・ワーク）
TOR	Terms of Reference	業務指示書
VDC	Village Development Committee	村落開発委員会
WB	World Bank	世界銀行

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 22 年 9 月 30 日

担当部署：農村開発部水田地帯第二課

1. 案件名
国名：ネパール連邦民主共和国 案件名：シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進プロジェクト High Value Agriculture Extension and Promotion Project in Sindhuli Road Corridor in Nepal
2. 協力概要
(1) 事業の目的 シンズリ道路沿線地域の 4 郡において、基礎情報収集及び基本開発戦略の作成、対象農畜産物を用いたパイロットプロジェクトの試行、及び各地域のアクションプラン（A/P）・政策マトリックスを作成することにより、高価値農業を促進するための中・長期的計画（マスタープラン：M/P）の策定、カウンターパート（C/P）の事業実施能力及び計画策定能力向上を目的とする。
(2) 調査期間（予定） 2011 年 2 月～2014 年 2 月（36 カ月）
(3) 総調査費用 3 億 2,000 万円
(4) 協力相手先機関 ネパール連邦民主共和国農業・協同組合省（Ministry of Agriculture and Cooperatives: MoAC）
(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 対象分野：農畜産物の生産・加工・流通 対象地域：シンズリ道路沿線地域（カブレ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡、シンズリ郡）
3. 協力の必要性・位置づけ
(1) 現状及び問題点 ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」）では人口の約 3 分の 2 が農業に従事しており、2009/2010 年度は農業セクターが国内総生産（GDP）の 33.0%（財務省）に達することが見込まれている。貧困層の多くは農村地域に居住しており、農業が生計維持の重要な手段となっている。 ネパールでは農業気象学的な特徴を踏まえて平野地域と山岳・丘陵地域で異なる開発戦略を有しており、平野部では灌漑等の技術向上を活用した主にコメ・小麦等の食糧の生産性向上、山岳・丘陵地域では畜産品（特に牛乳）、果樹、野菜等高付加価値製品の普及を図るとしている。 山岳・丘陵地域では、急峻な斜面での小規模な農地での営農となるため、一定規模の灌漑農地を要するコメ、小麦といった食糧生産には不向きであり、むしろ多様性に富んだ気象条件や地域特性を生かした端境期の野菜や果樹、畜産物などの生産供給ポテンシャルが高い。これらの地域では、灌漑施設や農道などの生産流通インフラが未整備であり、地域に適した農業技術の開発や普及サービス、良質な生産投入材（肥料や種子など）へのアクセス、農民の組織化等が不足している。

これらの山岳・丘陵地域のなかで、ネパールの東部に位置するシンズリ道路沿線地域（カブレ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡、シンズリ郡の4郡）は、1996年～2006年までの10年間にわたる国内紛争¹でマオイストの拠点の一部となった低開発貧困地域である。同地域は、インド国境沿いの穀倉地帯であるテライ平野の農作物や、隣国インドからの生活物資等を首都カトマンズに輸送運搬する最短ルート上に位置しながらも、同地域を通過する既往の幹線道路は幅員が狭く未整備であったため、南西部を約200km以上も迂回するプリチビ道路に主要通商ルートを委ねてきた。

他方、この主要通商ルートであるプリチビ道路は、これまでも数度にわたって豪雨や土砂災害で遮断され、雨期の土砂災害により交通を障害する危険性が高いことや主要産業地の東部テライ平野から大きな回り道であることといった問題点が挙げられていた。このため、ネパール政府はカトマンズ盆地とテライ平野を結ぶ第二の幹線道路としてシンズリ道路の建設を計画し、そのための無償資金協力についてわが国政府に要請した。

これを受けて、日本政府は無償資金協力によるシンズリ道路建設計画を1996年から実施しており、2014年に全長約160kmの全線が開通する予定である。

本件協力の対象地域は、これら建設中のシンズリ道路沿線に位置する4郡であり、道路開通によって、閉鎖的であったこれらの後発地域の経済を活性化し、住民の生活を向上させるなどの副次的効果が見込まれている。他方、シンズリ道路の開通を契機とする同地域での高価値農業の振興については、ネパール政府としても明確かつ具体的な開発戦略を有しておらず、同地域の有するポテンシャル分析を通じた包括的な開発M/Pの策定を行いたいとして、かかる技術協力について日本政府に支援要請を行った。

JICAは1985年～1997年に実施した「園芸開発計画 フェーズ1、2（フォローアップ含む）」において、同地域の一部で栽培できる野菜及び果樹などの優良品種を特定化し、栽培技術の確立を図った実績があり、上述したシンズリ道路の開通をもって、これら高付加価値商品の商業化や市場流通化を推進していく可能性を確認している。

また本件要請を踏まえ、JICAは2009年に「農業・農村開発プログラム準備調査」を実施し、シンズリ道路沿線地域の農業概況、農家経営や組織化等の現状についての基礎的情報を収集・分析済みである。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

農業セクターの長期的な政策・戦略としては、1995年に農業展望計画（Agriculture Perspective Plan: APP, 1995/96年～2014/15年）が策定されており、同計画に沿って農業政策と農業開発事業が進められている。APPでは、生産性向上による農業セクターの成長、雇用機会の拡大による貧困削減と生計向上、食糧の自給的農業から商業的農業への移行などが優先課題とされている。また、国家農業政策（National Agriculture Policy: NAP, 2004年）でも生活手段・食糧供給としての農業から商業的かつ競争力のある農業システムへ移行することを通じて、農民の生計向上を実現することを長期ビジョンとして掲げている。NAPは、①農業生産量と生産性の向上、②商業的かつ競争力のある農業システムの確立、③自然資源、環境、生物多様性の保全、促進、有効利用、を政策目標としており、この政策目標の実現のために、農民の能力改善に向けた地方レベルの研修プログラム強化、農業活動における女性の参加・関与の促進、協同組合や村落レベルの農民組織の強化が具体的な施策として示されている²。

このように、ネパールの政策において、農業の商業化は優先課題との位置づけであるこ

¹ ネパールでは1990年に民主化を求める動きが活発化し、1996年に王政廃止と世俗国家をめざしたマオイストが武装闘争を開始。国軍とマオイスト双方による人権侵害により国内避難民が発生し、既存インフラの破壊や事業停止により国内経済は疲弊した（犠牲者は約1万3,000人）。2006年11月に新政権とマオイスト勢力が包括的和平合意に合意し、約10年間にわたる国内紛争は終結し、現在は復興支援、民主化プロセス支援、紛争被害者の救済が課題である。

² ネパール政府の国家開発計画としては、上述のAPP、NAPのほかに、同方針に沿ったものとして暫定3カ年計画（2007/8年～2009/10年）やNational Agriculture Sector Development Priority（NASDP, 2010年～2015年）等がある。

とから、本案件はネパールの国家政策に合致しており、優先度の高いものである。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

関連する他ドナーの協力の動向は以下のとおりである。本件協力の実施に際しては、これらの先行事例からの教訓を十分踏まえた検討を行うものとする。

1) アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB)

ADB は、2008 年 4 月～2012 年 12 月で、ネパール北部地域 20 郡（本件協力地域を含む）において地方アクセス道路ネットワーク (Rural Access Roads Networks) プロジェクト（総事業費は約 6,520 万米ドル）を実施中であり、これらとの相乗効果を重視した開発計画の策定及びパイロット事業の選定を行う。ADB はまた、2007 年から東部開発地域 8 郡（地域的な重複はない）において商業的農業開発プロジェクト (Commercial Agriculture Development Project) を実施しており、総事業費は 1,800 万米ドルである。

2) 国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO)

FAO は、2005 年～2010 年で、ADB のローンを受けて、南部のテライ平野を主として（本件協力地域と地域的な重複はない）、コミュニティ畜産開発プロジェクト (Technical Assistance Service to Community Livestock Development project : CLDP) を実施している。内容は、コミュニティ開発と政府、NGO、農家組織の能力強化を伴った、22 郡での家畜衛生の改善と 21 郡での畜産加工・流通の改善、5 郡での飼養技術普及やマイクロクレジット等を活用した生計向上事業を実施しており、総事業費は 3,300 万米ドルである。

3) 国際農業開発基金 (International Fund for Agriculture Development : IFAD)

IFAD は、2007 年～2012 年で、SNV (Netherlands Development Organization) を実施機関として、中西部開発地域 10 郡（本件協力地域と地域的な重複はない）における高価値農業プロジェクト (High Value Agriculture Project in Hill and Mountain Areas) を実施している。インフラ整備のほか、①野菜、果樹、コーヒー、養蜂、養鶏、酪農等の高価値産品を用いたアグリビジネスの促進、②組織化を強化した生産及び収穫後処理技術の研修やリボルビングファンド設置による生産物の質・量の向上支援、③プロジェクトの評価・分析・管理能力に係る人材育成の事業で、総事業費は 1,890 万米ドルである。

4) 世界銀行 (World Bank : WB)

WB は 2009 年～2015 年で、東部以外の全国 25 郡において、Project for Agriculture Commercialization and Trade (PACT) を実施中である。①裨益農民グループが要望する小規模事業への資金支援を通じた農業や農村産業の開発促進、②農産物の食品衛生や品質向上に向けた支援で構成され、総事業費は 1,070 万米ドルである。同事業とはカブレ郡で地域的に重複するため、パイロット事業の計画・実施に際しては、内容の重複を避ける必要がある。

(4) わが国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

わが国の対ネパール経済協力量針は、地方の貧困削減を重点分野のひとつに位置づけ、農業・農村開発をこのための重点課題としている。具体的には、①農業生産性の向上と地方部における食料安全保障、②農業収入機会の向上、③農業普及サービスの効率化と農家組織育成、④農村開発における環境社会配慮、である。民主化・平和構築も重点分野のひとつであり、復興支援の観点から紛争の影響を受けた地域・住民に対する支援や、社会的弱者（貧困層、低カースト層、女性、障害者、僻地住民、帰還民、元兵士等）への配慮と地域住民のニーズに合った行政サービスを提供する地方行政能力の向上を目標としている。

したがって、本案件の目標と実施内容は、わが国の対ネパール経済協力方針と JICA の農業・農村開発セクター援助方針に合致したものである。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

本調査は以下に述べる 3 つのフェーズから成る。

- 1) フェーズ 1 (1 年目) : シンズリ道路沿線高価値農業に係る M/P 策定のための基礎情報の収集及び対象農畜産物の選定とゾーニングを行い、開発基本戦略を検討する。
- 2) フェーズ 2 (2~3 年目) : 各ゾーン別の開発シナリオ (案) の実効性に係る検証、さまざまな関係者の役割分担の明確化、組織能力強化に係る分析等を含むパイロットプロジェクトを実施する。
- 3) フェーズ 3 (3 年目) : パイロットプロジェクトの結果も踏まえた、2020 年を目標年とする高付加価値農業普及促進 M/P を策定する。

なお、フェーズ 2 と 3 は互いに 6 カ月程度重複する計画となることが見込まれる。

1. フェーズ 1 : M/P 策定に向けた基礎調査、基本戦略の検討 (12 カ月)

- 1-1. 高価値農業とシンズリ道路沿線地域の開発を促進するためのネパール政策、プログラム、組織体制を把握する。
- 1-2. ネパールにおける農作物の輸送、貿易、市場を調査する。
- 1-3. シンズリ道路沿線地域の社会環境面の条件を調査する。
- 1-4. シンズリ道路沿線地域の農業の概況を調査する。
- 1-5. シンズリ道路沿線地域の高価値農業の現状を分析し、潜在的可能性を検討する。
- 1-6. シンズリ道路沿線地域における高価値農業の優位性を明確化し、各有望産品の開発に向けたゾーニングを検討する。
- 1-7. シンズリ道路沿線地域における高価値農業の M/P 策定に向けた開発基本戦略案を作成する。
- 1-8. 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会配慮も含めた代替案を比較検討する。
- 1-9. ステークホルダーとのワークショップを開催し、上記 1.1~1.8 について共有する。

2. フェーズ 2 : M/P 検討のためのパイロットプロジェクト実施 (18 カ月)

- 2-1. 開発基本戦略案に基づき、各ゾーンの開発シナリオと必要とされる A/P を検討するためのパイロットプロジェクトを計画する。
- 2-2. パイロットプロジェクトを実施する (10 サイト以内を想定)。

3. フェーズ 3 : M/P 策定 (12 カ月)

- 3-1. M/P の策定に向けてパイロットプロジェクトの成果をレビューする。
- 3-2. 開発基本戦略案を改訂する。
- 3-3. シンズリ道路沿線地域における 2020 年を目標年とする高価値農業の普及促進に向けた M/P (開発基本戦略、政策デザインマトリックス及びそのなかに含まれるプロジェクトロングリスト、及びその優先度の高い事業を実施するための A/P を含む) を作成する。

(2) アウトプット (成果)

- 1) 2020 年を目標年とするシンズリ道路沿線地域における農畜産品の商業化に向けたマスタープランが策定される。
- 2) カウンターパートの事業計画策定及び事業実施能力、裨益者の関連する技術や能力が向

上する。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

1) コンサルタント（分野/人数）

総括/地域振興、農民組織、園芸農業技術/普及、畜産技術/普及、加工/流通
5分野/各1名 全 77人月（MM）

2) その他

研修員受入れ

現地コンサルタント、非政府組織（NGO）等（基礎調査、パイロットプロジェクト）
調査活動及びパイロットプロジェクトに必要な資機材

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

- ・策定された M/P がネパールの農産物の生産・流通改善の施策として活用される。
- ・M/P のなかで計画される A/P がネパール政府もしくは他ドナーにより実施（事業化）される。

(2) 活用による達成目標

- ・対象地域の農畜産物の生産量/流通量が増加する。
- ・対象地域の農畜産物の生産性が向上する。
- ・対象地域の農産物の付加価値が向上する。
- ・対象地域の農家の農産物流通に関する市場情報とニーズの把握能力が向上する。
- ・対象地域の農民による共同出荷体制が強化される。
- ・対象地域の農家所得が向上する。

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

- ・シンズリ道路沿線地域の治安が急激に悪化しない。
- ・ネパール政府の農業政策・戦略が大幅に変更しない。
- ・対象地域において、異常気象や大きな災害が発生しない。
- ・農業・協同組合省（MoAC）、プロジェクト対象地域の郡開発委員会（DDC）、郡農業開発事務所（DADO）、郡畜産サービス事務所（DLSO）、ターゲットグループが調査に協力し、パイロットプロジェクトに参加することに合意する。
- ・MoAC、DDC、DADO、DLSO において案件実施に影響を与えるような組織変更がない。
- ・ネパール農業政策における農業の商業化の基本方針が変わらない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ

特になし

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

(貧困)

対象地域は貧困層、少数民族、低カースト層、紛争の被影響住民等の社会的弱者が居住しており、開発計画の策定及びパイロットプロジェクト実施においては、このような社会的弱者が排除されることなく、負の影響が及ばないように留意する。

対象地域の地域住民のなかには、土地所有者、土地なし農民や小作農民に加えて、対象地に長年居住している違法居住者が存在する。パイロットプロジェクト実施においてはこれらの地域住民の間で便益の偏在が起こらないよう配慮する。

(ジェンダー)

ネパールでは農業に従事する女性が多いことから、プロジェクト活動を通じて女性の関与・参加を促すことでジェンダー配慮を行う。パイロットプロジェクトにて生産・流通の技術改善や農民組織の強化を進める場合は、対象者のなかに女性が含まれることや女性の意見が尊重される仕組みが導入されるように留意する。

(環境)

開発計画の策定及びパイロットプロジェクトの実施において、農畜産廃棄物、農産物の残渣等の廃棄物の発生する場合や家畜の畜舎や糞尿処理施設で悪臭発生が懸念される場合には、周辺地域の環境への影響を予測し、モニタリング計画を策定するとともに、ネパール国内法にのっとった廃棄物処理等を行う。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用

1985年から1997年まで実施した「園芸開発計画 フェーズ1、2 (フォローアップを含む)」の教訓としては、①実技中心の研修活動の有効性、②C/Pの役割の明確化と安定的な確保、③普及員の不足などネパール側の体制を補う農民組織化の重要性、④生産面の技術開発・普及と合わせ、収穫後処理や市場流通に対する支援を行う必要性、等が挙げられる。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

1) 活用の進捗度

・策定されたM/Pを活用した農畜産物加工・流通の改善に係る施策施行の検討が行われる。

2) 活用による達成目標の指標

・対象地域において、農畜産物の生産量/流通量が増加する。
・対象地域において、農畜産物の生産性が向上する。
・対象地域の農家からの農畜産物出荷価格が向上する。
・対象地域から出荷される収穫後の農産物のロスが減少する。
・対象地域において共同出荷を行う農家の数が増える。
・対象地域において、農業所得が向上する。

(2) 上記1)及び2)を評価する方法及び時期

1) 方法

・計画終了時及びフォローアップ調査によるモニタリングを行う。

2) 時期

・必要に応じて本案件終了後3～5年目に調査を行う。

第1章 調査の概要

1-1 要請の背景

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」）では人口の約3分の2が農業に従事しており（2001年国勢調査）、特に地方において農業は唯一の産業として人々の生活の糧となっている。ネパールにおける農業は、標高200～300mのインド国境地帯からヒマラヤ山脈までをカバーする地理的・気候的条件によって多岐にわたるが、急峻かつ脆弱な地質による地すべりの多発等によりインフラ整備が整わず、肥料、優良種子、資機材、普及サービス等へのアクセスが制限されるという問題を抱えている。特に山岳地域では農業収入が限られることから、現金収入を求める出稼ぎ者が増え、生産環境が荒廃しつつある農村もみられる。これらの状況も踏まえ、ネパール政府は、1995年の農業展望計画（APP）及び2004年の国家農業政策（NAP）において、食糧生産の増進とともに、主に山岳地帯での商業的農業の促進を農業政策の両輪として取り組んでいる。

これに対してわが国は、①食料安全保障の強化、②農業収入機会の向上、③行政・農民組織強化の3点を重点アプローチとし、農業農村開発への支援を行っている。これらのアプローチのうち、①については主に食糧不足に苦しむ地域への協力を展開しながら、②と③については、無償資金協力（シンズリ道路建設計画）で建設中のシンズリ道路（2014年全線開通予定）の沿線地域に今後投入を集中させることで援助効果の効率化を行っていく予定である。

シンズリ道路沿線は、首都であるカトマンズとその都市圏に比較的近いこともあって、紛争時にはマオイストの拠点のひとつとなり紛争の影響を大きく受けた貧困地域である。この観点からも、同地域で支援を行うことは復興支援の観点からも妥当性が高い。沿線において地域社会経済を活性化することが地域格差是正及び紛争抑止にも貢献することが期待される。なお同地域周辺では過去にも農業生産技術向上のための技術協力（園芸開発計画：1985～1997年、農業研修普及改善計画：2004～2009年）を行っており、それらの成果の有効活用とともに、わが国の無償資金協力（シンズリ道路建設計画）との相乗効果が期待できる。

JICAは、上記のシンズリ道路沿線を中心に農業農村開発分野に係る投入を集中し、高付加価値換金作物の商業展開の促進や、行政と農民組織の能力向上及び両者の関係構築を図りつつ地域の特産品の市場展開を通じた所得創出等に係る具体的なプロジェクト形成を進めるべく、2008年3月より企画調査員を派遣し、2009年に協力プログラム準備調査を実施した。この協力準備調査では、同道路沿線における農業・農業関連産業の現状を把握し、発展可能性とその阻害要因を検討し、ネパール政府とも協議しつつ、同道路沿線地域開発に係る協力計画案を策定した。

この協力計画案は、農民組織化を通じ、食糧自給を確保しながら高付加価値産品を導入すること、また農作物の生産のみではなく、流通部分もカバーし農家所得向上を実現していくことを骨子としている。かかるJICAの調査結果等を参照しつつも、ネパールは自国の農業政策にかんがみ、シンズリ道路沿線地域の道路開通後の農業開発計画の策定に向けて、パイロットプロジェクトによる実践から得られるフィードバックも加味した形での計画策定を求め、「シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進プロジェクト（開発計画調査型技術協力）」をわが国に要請した。

1-2 要請概要

(1) プロジェクト名	シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進プロジェクト
(2) 上位目標	高価値農畜産物の生産により、シンズリ道路沿線の農村住民の生計向上が図られる。
(3) プロジェクト目標	商業的に潜在性が見込まれる高価値農産物と、適切な事業対象地域並びに農民組織強化を通じた生産強化とマーケティング強化のための技術的支援体制が特定されることを通じて、シンズリ道路沿線地域における農業商業化に向けた包括的な活動計画が策定される。
(4) 成果	<p>① 郡農業開発事務所（DADO）及び郡畜産サービス事務所（DLSO）と共同で実施する調査を通じて、商業化に向けた潜在的可能性を有する園芸作物・畜産物と技術面で改善すべき内容が特定され、今後の生産・マーケティング強化に向けた諸活動が特定される。</p> <p>② 上記により特定された技術改善点につき、郡農業開発事務所の下で農民・普及員双方の実践的なスキルと技術が改善される。</p> <p>③ 農民組織・協同組合が強化されることによりサービス提供機関との間の関係が構築・強化される。</p> <p>④ 郡農業開発事務所－農業・協同組合省（MoAC）（及び同省内農業局：DoA）による技術的支援体制が改善される。</p>
(5) 対象地域	カブレ ¹ 郡、シンズリ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡（4郡）
(6) 協力期間	2010年8月～2013年7月（3年）
(7) 調査項目	<p>1-1: 主たる高価値農産物（園芸作物・畜産物）のインベントリーを参加型手法を通じて作成する。</p> <p>1-2: 作成したインベントリーについて、これらの生産拡大と市場との関係構築に向けたポテンシャルと技術的制約要因を特定するために詳細な調査を実施する。</p> <p>1-3: 生産技術と高価値農産物の生産と市場との関係を促進するための諸活動を特定する。</p> <p>1-4: 生産現場における集出荷場等のマーケティング上、重要な施設建設に適する場所を特定する。</p> <p>1-5: 郡農業開発事務所の普及体制・能力を確認する。</p> <p>1-6: 特定された農産物の生産拡大等に向けた諸活動の特定と、そのための普及要員の技能開発内容を含む包括的な事業計画を作成する。</p> <p>2-1: 上記1-1～1-6を通じて、パイロット活動を行う村、内容を特定する。</p> <p>2-2: 農業普及員（JT）/農業普及員補（JTA）を含む普及関係者に対して、実践的なトレーニングやデモンストレーションを実施する。</p> <p>2-3: 上記2-2をモニタリングし、必要に応じて追加的なトレーニングを実施する。</p> <p>2-4: 園芸作物生産技術に関する実務マニュアルを開発する。</p> <p>3-1: 畜産や作物栽培に係る農民組織の実態を把握する。</p> <p>3-2: モデルとなり得る篤農家や圃場を中心とするような農民組織を育成するとと</p>

¹ カブレ・プランチョックはカブレと略称される場合が多く、本報告書でもカブレと表記する。

	<p>もに、かかる組織への農民参加を促進する。</p> <p>3-3: 各農民組織の間の関係を強化し、製品の生産技術やマーケティング技術に係るノウハウを伝播する基盤とする。</p> <p>3-4: 政府等のサービスを提供する機関と農民組織・協同組合との間のつながりを確立・強化し、これに向けた能力開発を行う。</p> <p>4-1: DADO の普及員に対するオンザジョブ・トレーニング (OJT) を実施する。</p> <p>4-2: DADO/DLSO が農民組織に対して住民組織化の強化に向けた研修を実施する。</p> <p>4-3: DADO/DLSO が農民組織に対してマーケティングに関する研修を実施する。</p> <p>4-4: DADO の普及活動をモニタリングし、OJT を通じた技能開発計画にフィードバックする。</p>
(8) 日本側投入	<p>① 長期専門家 3 名 (作物生産、普及、組織強化)</p> <p>② 短期専門家 1 名 (マーケティング)</p> <p>③ 現地国内研修、本邦もしくは第三国での研修</p> <p>④ 必要な機材</p> <p>⑤ 現地業務費</p>
(9) ネパール側負担	<p>① プロジェクト事務所 (カトマンズ及び対象郡)</p> <p>② カウンターパート (C/P) の配置及びこれに必要な費用</p> <p>③ 事業実施に際して必要となる C/P 予算</p>
(10) 実施機関	<p>農業・協同組合省農業局。ただし、農業・協同組合本省が監督機関として農業局と畜産局を調整する。</p>
(11) 調査実施体制	<p>農業局を C/P とし、郡農業開発事務所 (DADO) 及び郡畜産サービス事務所 (DLSO) とともに事業を実施する。</p>

出所：要請書

1-3 詳細計画策定調査の目的

本詳細計画策定調査は、ネパール政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方実施機関とプロジェクトに係る実施細則 (S/W) 案及びこれに係る協議議事録 (M/M) の協議・署名を行うことを目的として、2010年6月20日～7月8日にかけて実施された。

1-4 調査団の構成

担 当	氏 名	所 属
総 括	萩原 知	JICA 農村開発部 次長
農業商業化振興	志賀 維克	元竹田市わかば農業公社
農産物市場/流通	岸本 博	株式会社 ケイディーテック
環境社会配慮/評価分析	赤澤 文子	株式会社 双日総合研究所
協力企画	三木 俊伸	JICA ネパール事務所 企画調査員
調査管理	松村 直樹	JICA 南アジア部南アジア第四課 専門嘱託

1-5 調査日程

月 日	訪問先・調査内容	滞在先
6月21日 月 6月27日 日	<ul style="list-style-type: none"> 岸本団員カトマンズ着 (21日) MoAC、商工会議所等表敬 (22日) ドラカ郡、ラメチャップ郡、カブレ郡現地調査実施 (23~27日)。各郡のDDC、DADO、DLSO、生産者組合(カブレ郡、ラメチャップ郡)を往訪し調査内容に関する情報を収集(岸本団員、三木団員)。 赤澤団員カトマンズ着 (27日) 	カトマンズ、 ドゥリケル、 チャリコット、 マンタリ
6月28日 月	<ul style="list-style-type: none"> MoAC 環境局、環境省 (MoE) にて環境社会配慮に関する情報収集、調査内容協議 (赤澤団員、三木団員) 官団員日本出発 	カトマンズ
6月29日 火	<ul style="list-style-type: none"> 官団員カトマンズ着 世界銀行 (WB)、アジア開発銀行 (ADB) にて調査内容に関する協議、関連情報収集 (岸本団員、赤澤団員、三木団員) JICA ネパール事務所表敬 団内協議 	カトマンズ
6月30日 水	<ul style="list-style-type: none"> 国家計画委員会 (NPC)、MoAC、地方開発省 (MoLD)、商工会議所にてそれぞれ調査内容に関する協議 カリマティ中央卸売市場視察 	カトマンズ
7月1日 木	<ul style="list-style-type: none"> カトマンズからジャナカプルへ空路移動 ジャナカプルからシンズリへ陸路移動 シンズリ郡にて DDC、DADO、DLSO の各事務所と調査内容につき協議及び情報収集 	シンズリ
7月2日 金	<ul style="list-style-type: none"> シンズリ道路第2工区、ジュナール (柑橘) 生産農家視察、農業普及員協議 ジュナール開発協会との協議、草の根無償により供与された保冷貯蔵庫視察 シンズリからジャナカプルへ移動 (陸路) 	ジャナカプル
7月3日 土	<ul style="list-style-type: none"> ジャナカプルからカトマンズに移動 (空路) M/M 案、S/W 案作成 	カトマンズ
7月4日 日	<ul style="list-style-type: none"> カブレ郡牛乳生産者組合等現地調査 (志賀団員、岸本団員、河村専門家) MoAC にて M/M 案、S/W 案協議 M/M 案、S/W 案修正 	カトマンズ
7月5日 月	<ul style="list-style-type: none"> M/M 署名 資料分析及び現地報告書作成、団内協議 	カトマンズ
7月6日 火	<ul style="list-style-type: none"> 資料分析及び調査報告書作成、団内協議 大使館及び JICA ネパール事務所報告 	カトマンズ
7月7日 水	<ul style="list-style-type: none"> 調査団員 (三木団員を除く) カトマンズ発 	機内泊
7月8日 木	<ul style="list-style-type: none"> 調査団員日本着 	—

1-6 団長所感

1-6-1 ネパール側のオーナーシップの醸成とハード面での整備

現在建設中のシンズリ道路のうち、既にネパール側への移管が完了した区間では物資や人員の往来が見られるようになっており、道路沿線地域における農業の商業化を惹起する重要なインフラとなっていることが確認された。また、沿線地域における農業発展を視野に草の根無償で供与されたミルク保冷設備やジュナル冷蔵設備など、シンズリ道路を活用するような農業関連施設の有効性も確認された。これに加えて現在 JICA は、シンズリ道路沿線諸郡を中心に「コミュニティアクセス改善計画」を実施中である。このプロジェクトは、シンズリ道路につながるような郡道やその支線の途上に小規模な簡易橋を架橋することで、沿線地域の道路アクセスを改善することを意図して実施されるもので、同プロジェクトの実施により、将来はシンズリ沿線地域の道路アクセスが改善されることが期待される。

他方、各郡開発委員会での面談でも明らかなように、地方にあつては道路や電力などの基礎的インフラのニーズが高く、本プロジェクトの実施に際しては農道や各種施設（小規模な灌漑や保冷設備、簡易な集出荷場等の農業関連施設等）の建設に期待するところが大きいと思われる。マスタープラン（M/P）の立案やパイロットプロジェクトの企画を通じて、上記のような施設や機材を検討するにあたっては、ネパール側のニーズを十分把握しつつも、相手の維持管理能力や主体性を考慮することにより、むやみに施設や機材を供与することでドナーの支援への依存を生み出さないような計画にする必要がある。

その際には、農民自身を含む民間側の活力や、以下 1-6-5 に記すようなネパール側の主体性を惹起するような体制の構築も視野に入れることが必要である。本プロジェクトの持続性やネパール側のオーナーシップを醸成するうえでも、ネパール側の体制や技術水準、実施可能性を十分把握した M/P が提示されることが重要である。パイロットプロジェクトの内容などは、事業対象地域外でもネパール側の努力により複製展開し得るようにする視点も必要であり、かかる視点は人材育成やその他のソフト面を含め、本プロジェクトの実施全体に共通して担保されるべきである。

1-6-2 人材育成と能力開発

ネパール側の人材育成や能力開発に対するニーズと支援への期待は大きく、MoAC 側との協議や、地方調査実施時においても政府関係者及び農民双方の側のキャパシティ・ディベロップメントのニーズが確認された。かかるニーズは、栽培技術や品質管理、加工などの収穫後の技術、マーケティングの技術等多岐多様にわたる。地方踏査時には、農民が実践する栽培方法それ自体や、農業普及員の技術や普及の方法にも課題が確認されたほか、限られた普及員や行政によるサービスの提供と、これらの受益者となる農民側の間をうまくつなげる必要性も看取された。

MoAC との協議において、同省側からはプロジェクトの実施過程での人材研修の必要性が強調された。地方踏査で往訪できたのは一部の行政機関だけではあるが、確かに人材育成の必要性はあると思料された。行政側の課題は単なる技術の問題というより農民グループや農民組合に対する行政的指導力の弱さにあると思われ、行政的フォローが行き届いていないというのが実態であろう。特に農業普及員に関する課題は少なくなく、普及員の意識と普及方法には改善の余地が大きいと考えられる。

特に、農民の数や多様なニーズに対する農業普及員の数はそもそも不十分であり、また農業普及員の数が増加に転じることが期待しにくい状況にあつては、行政側のサポートと農民

側のイニシアティブやニーズをうまくつなぐ媒体を育成していくことも必要となる。その媒体として篤農家らの育成とその活用や、農民の組織化が有効な手段となり得ることから、適切な農業技術支援や各種サービスを提供していく行政側のキャパシティのみならず、かかるサービスを受け取る農民側のキャパシティの開発も重要である。

1-6-3 農業生産性及び質の向上

本プロジェクトの対象地域では、既に特産品として頭角を現しつつある農産品や、将来特産品となり得る農産品の萌芽も感じられた。しかし、こうした農産品は、ネパール側の希望するような加工までを視野に入れた場合の生産量自体がまだまだ少ない。現在組合的活動が行われている農産品であるジュナール（柑橘）やジャガイモ、牛乳等をとってみても未だ市場需要を満たすだけの生産量には至っているとは判断しにくい。栽培面での技術改善や農家の意識改革、普及・指導関係者による指導強化が進まない場合、今後の大幅な生産増もしくは品質・規格の向上は難しく、これらの改善にあたっては一工夫も二工夫も必要である。特にパイロット事業の実施においては、パイロットとしての効果を創出させるために、集中的かつ農民を引き付けられる活動の工夫が検討されなければならない。

1-6-4 農民の組織化

農民の組織化や協同組合化はネパール政府も重視しており、MoACはこれを促進している。ネパールでは農業分野に限らず多数の協同組合が存在するが、こうした組合や農民組織は、組織構成員の間での貯蓄や（小規模）金融などの活動にとどまっている場合が多い。こうした金融活動は、金融へのアクセスが限られる地方において重要なサービスを農民に提供するものではある。他方で、総じて経営的視点が欠如しているように見受けられ、また活動のあり方そのものについても改善の余地は大きいと考えられる。

個々の農家が生産する産品を組織的に集積し、地域の生産量を増やし、産地化していくうえで協同組合や農民組織の果たす役割は大きく、こうした組織を核にマーケティングのあり方を検討していくことが一定の出荷量や加工量を確保するうえでも重要である。したがって、農民の利益や所得の向上を視野に入れる場合には、こうした農民組織や協同組合が果たし得る役割を意識する取り組みが必要である。ただし持続性の観点からは、段階を踏まえた組織化あるいは強化をめざすものとし、無理のない改善、確実に実行できるレベルの改善をめざすべきである。

1-6-5 省庁間の連携

今回の調査期間中、訪問した行政機関は中央政府である国家計画委員会、MoAC、地方開発省及び地方政府機関である郡開発委員会、郡農業開発事務所、郡畜産開発事務所等であるが、本プロジェクトに対する協力姿勢はそれぞれの機関とも前向きではあった。ネパールでは、1999年の地方自治法で明示されるように、地方への権限委譲に基づく分権化政策により農業及び畜産の両分野は郡開発委員会に移管されている。しかし、かかる移管の状況は予算や事業の実施及び人的配置の面で不十分である。この背景としては、地方議員の不在や、連邦制下における地方の各機関の裁量や権限の態様が未だ不明瞭であることなどが看取された。本プロジェクトの実施促進に際しては、要請元のMoACのみならず前述の多数の機関が関係してくることから、プロジェクトのスムーズな実施及び十分な成果の発現を得るためには、各機関間の十分な連携・調整が不可欠であり、ネパール側

にその役割を強く求めることが必要である。特に、M/PのオーナーシップやM/Pに含まれるような各種の行動計画（A/P）や事業の実施に際するネパール側の主体性を高めるうえでも、郡レベルにあっては郡開発委員会を調整の中心役としつつ関係機関の連携を促進していく必要があり、JICA側（プロジェクトチームを含む）からも積極的かつ継続的な働きかけをしていく必要がある。

第2章 協議の概要

2-1 実施細則 (S/W) 協議の概要

調査団は派遣期間中に、MoACをはじめ、国家計画委員会、地方開発省、郡開発委員会、郡農業開発事務所、郡畜産サービス普及事務所、ネパール商工会議所などを訪問し協議を行った。またシンズリ道路沿線地域への現地踏査を実施し、現状につき情報収集を行った。それらを踏まえ S/W 案を作成し、MoAC と協議した。特にプロジェクトの具体的な内容、方向性、パイロットプロジェクトの対象分野、工程、実施体制、先方負担事項などを中心に協議し、開発計画調査型技術協力プロジェクトの協力枠組みにつき、合意事項を M/M として署名を取り交わした。

ネパール政府からの要請書内容と、事前の対処方針、及び先方との協議を踏まえた調査結果の概要は以下のとおりである。

対処方針案と調査結果との対比

	要請書 (日本語訳)	対処方針会議における 対応策	調査結果
プロジェクト名称	シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進プロジェクト (High Value Agriculture Extension and Promotion Project in Sindhuli Road Corridor)	要請書のとおりとする。	要請書のとおりとする。
上位目標	高価値農畜産物の生産により、シンズリ道路沿線の農村住民の生計向上が図られる。	要請書のとおりとする。	要請書のとおりとする。
プロジェクト目標	商業的に潜在性が見込まれる高価値農産品と、適切な事業対象地域並びに農民組織強化を通じた生産強化とマーケティング強化のための技術的支援体制が特定されることを通じて、シンズリ道路沿線地域における農業商業化に向けた包括的な活動計画が策定される。	書きぶりをシンプルにする。 「2020 年をターゲット年とした、シンズリ道路沿線地域における農畜産品の商業化に向けたマスタープランが策定される。」	対処方針案どおり、「2020 年を目標とした、シンズリ道路沿線地域における農畜産品の商業化に向けたマスタープランが策定される」とする調査団案につき合意。

成 果	<p>1. 郡農業開発事務所及び郡畜産事務所と共同で実施する調査を通じて、商業化に向けた潜在的可能性を有する園芸作物・畜産物と技術面で改善すべき内容が特定され、今後の生産・マーケティング強化に向けた諸活動が特定される。</p> <p>2. 上記により特定された技術改善点につき、郡農業開発事務所の下で農民・普及員双方の実践的なスキルと技術が改善される。</p> <p>3. 農民組織・協同組合が強化されることによりサービス提供機関との間の関係が構築・強化される。</p> <p>4. 郡農業開発事務所－農業・協同組合省（及び同省内農業局）による技術的支援体制が改善される。</p>	<p>書きぶりをシンプルにする。</p> <p>1. 商業化に向けた潜在的可能性を有する農畜産物と技術改善を用いた今後の開発計画が明確になる。</p> <p>2. シンズリ道路沿線道路の高付加価値農畜産品に関するネパール政府の必要な施策の方向性が示される。</p> <p>3. パイロットプロジェクトを通じて、農畜産物の生産・流通に係る技術改善が進む。</p> <p>4. 郡農業開発事務所－農業・協同組合省の技術支援、サービス提供体制の改善が図られる。</p>	<p>対処方針案に基づき、合意。</p>
対象地域	カブレ郡、シンズリ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡（4郡）	要請書どおりとする。	要請書どおりとする。
協力期間	2010年8月～ 2013年7月（3年）	調査の項目・内容と合わせて調整する。2010年度第3四半期以降開始予定。	要請書どおり3年間とするが、調査開始時期については今後の日本国内の調整次第で決定されることを合意。
調査項目	<p>1-1: 主たる高価値農産物（園芸作物・畜産物）のインベントリーを参加型手法を通じて作成する。</p> <p>1-2: 作成したインベントリーについて、これらの生産拡大と</p>	<p>1. シンズリ道路沿線の高付加価値農業に係るM/P策定のための基礎情報を収集・分析する。</p> <p>2. 対象農畜産物の抽出及びゾーニングを行う。</p>	<p>対処方針案に基づき、添付のS/W案にて合意。</p>

	<p>市場との関係構築に向けたポテンシャルと技術的制約要因を特定するために詳細な調査を実施する。</p> <p>1-3: 生産技術と高価値農産物の生産と市場との関係を促進するための諸活動を特定する。</p> <p>1-4: 生産現場における集出荷場等のマーケティング上、重要な施設建設に適する場所を特定する。</p> <p>1-5: 郡農業開発事務所の普及体制・能力を確認する。</p> <p>1-6: 特定された農産物の生産拡大等に向けた諸活動の特定と、そのための普及要員の技能開発内容を含む包括的な事業計画を作成する。</p>	<p>3. M/P の基となる基本開発戦略を検討する。</p> <p>4. ゾーンごとに開発計画、A/P を検討する。</p> <p>5. A/P を用い、他地域のモデルとなるようなパイロットプロジェクトを実施する。</p> <p>6. 開発戦略をパイロットプロジェクトの状況を踏まえて再度検討し、2020 年をターゲットとした M/P を策定する。</p> <p>7. 全工程において、C/P への M/P の策定を通じた計画策定に係る技術移転を図る。</p>	
日本側投入	<p>1. 長期専門家 3 名 (作物生産、普及、組織強化)</p> <p>2. 短期専門家 1 名 (マーケティング)</p>	<p>1. 専門家 5 名程度 (①総括/地域振興、②農民組織、③園芸農業技術/普及、④畜産技術/普及、⑤加工/流通)</p> <p>2. 現地コンサルタント (基礎調査、パイロットプロジェクト)</p>	先方実施機関とは、資機材の詳細や研修の実施については明言せず、プロジェクトチームの派遣、調査に必要な資機材の調達、C/P らに対する技術移転を行うことにつき合意。
調査用資機材		調査用資機材を確認し M/M で整理する (移動用車両、OA 機器等)。	

C / P 研修		本邦研修もしくは第三国研修も場合により検討する。	
ネパール国側負担事項	C/P の配置及び C/P の予算、プロジェクト事務所	S/W 案のネパール側負担事項を基に協議し、M/M で整理する。	プロジェクトチームの執務スペース (MoAC 内及び地方事務所)、家具、プロジェクト事務所維持に必要な経費 (水道・光熱費・通信費)、C/P の日当・宿泊・交通費、パイロットプロジェクト実施時のネパール側必要分を負担することで合意。
成果品		1. インセプションレポート (調査開始時) 2. プログレスレポート (フェーズ 1 終了時) 3. インテリムレポート (フェーズ 3 開始時) 4. ドラフトファイナルレポート (フェーズ 3 終了時) 5. ファイナルレポート (国内解析終了時)	対処方針案に基づき、合意。
実施機関	MoAC 農業局	畜産が含まれる場合は畜産局にも及ぶため確認する。	MoAC 計画局
調査実施体制	農業局を C/P とし、郡農業開発事務所 (DADO) 及び郡畜産サービス事務所 (DLSO) とともに事業を実施する体制	ステアリング・コミッティ=StC メンバーの構成を協議し M/M で整理する。	MoAC 関連部局、国家計画委員会、地方開発省、商工会議所などによる StC を設置する。また郡レベルにも必要に応じ調整委員会を設置する。なお調査開始時までにはプロジェクトにおける C/P を専門家ごとに配置することで合意。

2-2 実施細則 (S/W) 協議の主要な論点

2-2-1 プロジェクトでの対象産品

対象産品に関しては、協議当初、先方より要請書記載の園芸作物、畜産に加えて、農村地域の

産業振興という観点から、内水面漁業を含めることの必要性も強調されたが、現地踏査や先方との協議の結果、調査スコープ（予算）の制約や他の実施機関との新たな調整の必要性、更にパイロットプロジェクトでの実現可能性の観点から、内水面漁業をプロジェクトでの新たなスコープに加えることは難しいと判断されることから、対象産品を園芸作物・畜産のみとすることで合意した。

2-2-2 パイロットプロジェクトの数

プロジェクト期間中のフェーズ2の段階においてM/P策定に向けた対象地域ごとのA/Pを検討し、そのなかでパイロットプロジェクトを実施するが、具体的なパイロットプロジェクトの内容については、フェーズ1で実施予定の基礎情報収集を踏まえて決定する。またその際、プロジェクト期間が3年であり、その間である程度の結果が求められることや、予算に制約があることから、パイロットプロジェクトの総数は合計で10を超えないものとするで合意した。

2-2-3 人材育成

S/W案に対し、先方より1年目の基礎情報収集時に、行政サイドの能力評価の実施と、プロジェクト実施期間中に時宜に応じた人材育成研修実施の必要性が強調された。今回の調査結果を踏まえると人材育成の必要性について認められるものの、予算の制約等もあることから、必要な技術移転を実施することについてのみ合意することとした。

2-2-4 ステアリング・コミッティの設置及びメンバー構成

実施機関をMoAC計画局とすること、及びMoAC関連部局、国家計画委員会、地方開発省、商工会議所などによるステアリング・コミッティを設置することにつき合意した。メンバー構成については先方より、直接プロジェクトに関連する部局のみではなく、MoAC内のほぼすべての関連部局の代表を含めることにつき提案があった。調査団としては、メンバーが増えることによって、ステアリング・コミッティ会議開催時にタイムリーな合意形成を得ることにつき懸念が残るものの、省内における情報共有の重要性とMoACの主体的な取り組みが期待されることから、これを了承した。

2-2-5 先方負担事項について

プロジェクト実施時のプロジェクトチームの執務スペース（MoAC内及び地方事務所）、家具、プロジェクト事務所維持に必要な経費（水道・光熱費・通信費）、C/Pの日当・宿泊・交通費等を負担することにつき合意した。加えて、ネパール側のオーナーシップの醸成と主体的な取り組み、及びプロジェクト終了後の持続性の観点から、協議の結果、パイロットプロジェクト実施時にはネパール側が応分の負担をすることで合意した。